

平成20年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成20年3月19日(水曜日)

議事日程第6号

平成20年3月19日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 議案第3号から同第8号まで、議案第34号、
議案第35号及び同第99号
日程第4 議案第9号から同第14号まで、議案第46号及び同第47号、議案第69号、
議案第100号から同第104号まで
日程第5 議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、
議案第70号及び同第71号
日程第6 議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、
議案第96号から同第98号まで、平成19年請願第1号、平成19年陳情第6号、
陳情第1号、陳情第2号及び同第4号、発議第1号から同第5号まで
日程第7 議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号まで
日程第8 議案第95号
日程第9 議案第105号から同第118号まで
日程第10 議案第119号
日程第11 議案第120号から同第122号まで
日程第12 議案第123号
日程第13 閉会中の継続審査及び調査について
日程第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 議案第3号から同第8号まで、議案第34号、
議案第35号及び同第99号
日程第4 議案第9号から同第14号まで、議案第46号及び同第47号、議案第69号、
議案第100号から同第104号まで

- 日程第5 議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、
議案第70号及び同第71号
- 日程第6 議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、
議案第96号から同第98号まで、平成19年請願第1号、平成19年陳情第6号、
陳情第1号、陳情第2号及び同第4号、発議第1号から同第5号まで
- 日程第7 議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号まで
- 日程第8 議案第95号
- 日程第9 議案第105号から同第118号まで
- 日程第10 議案第119号
- 日程第11 議案第120号から同第122号まで
- 日程第12 議案第123号
- 日程第13 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第14 議員派遣について

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	笠	原	幸	江	君	4番	渡	辺	重
5番	中	村		実	君	7番	平	野	久
8番	田	原		実	君	9番	五	十	嵐
10番	五	十	嵐	健	一	郎	君	12番	高
13番	倉	又		稔	君	14番	久	保	田
15番	大	滝		豊	君	16番	斉	藤	伸
17番	伊	藤	文	博	君	18番	伊	井	澤
19番	鈴	木	勢	子	君	20番	猪	又	好
21番	古	畑	浩	一	君	22番	山	田	悟
23番	池	亀	宇	太	郎	君	24番	大	矢
25番	松	尾	徹	郎	君	26番	畑	野	久
27番	野	本	信	行	君	28番	関	原	一
29番	新	保	峰	孝	君	30番	松	田	昇

欠席議員 1名

11番 保 坂 良 一 君

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田 徹 君	副市長	栗林 雅博 君
収入役	倉又 孝好 君	総務企画部長	本間 政一 君
市民生活部長	小林 清吾 君	建設産業部長	渡辺 和夫 君
総務課長	田村 邦夫 君	総務企画部次長	織田 義夫 君
能生事務所長	小林 忠 君	企画財政課長	山崎 利行 君
市民課長	金平 美鈴 君	青海事務所長	小掠 裕樹 君
市民生活部次長	荻野 修 君	福祉事務所長	田鹿 茂樹 君
健康増進課長	早水 隆 君	商工観光課長	神喰 重信 君
農林水産課長	岡田 正雄 君	建設産業部次長	細井 建治 君
新幹線推進課長	吉岡 隆行 君	建設課長	小松 敏彦 君
消防長	黒坂 系夫 君	ガス水道局長	月岡 茂久 君
教育委員会教育総務課長	山岸 洋一 君	教育長	教育委員会学校教育課長
教育委員会教育次長	七沢 正明 君	教育委員会文化振興課長	山岸 欽也 君
生涯学習課長		歴史民俗資料館長兼務	
中央公民館長兼務		長者ヶ原考古館長兼務	
市民図書館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長			

+

事務局出席職員

局長	斉藤 隆嗣 君	副参事	猪又 功 君
主査	松木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、保坂良一議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、12番、高澤 公議員、17番、伊藤文博議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日9時半より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。追加議案は議案第123号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）の1件で、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきまして、建設産業常任委員長及び文教民生常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第1号、療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書、発議第2号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書、発議第3号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書、発議第4号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書、発議第5号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の5件が、所定の手続きを経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、本定例会初日において、次回の一般選挙における議員定数について、定例会最終日までに結論を出すよう積極的に議論を行うことで報告させていただきました。本定例会会期中におきましても3回の委員会を開催し、積極的に議論を重ねてまいりました。当初は、平行線をたどった議論でありました。終盤になって意見の歩み寄りも見られるようになってまいりましたことから、議会運営委員会全会一致に向け、いましばらく意見の調整を行い、今後さらに議論を重ね、6月定例会において定数条例の制定を行うことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会並びに文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

中村副委員長。〔５番 中村 実君登壇〕

５番（中村 実君）

おはようございます。

今会期中の３月１１日に建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

大野地区の排水路整備計画については、平成２０年１月２９日から３月２５日までの５７日間の期間で排水路整備基本計画策定業務を委託を行い、大野区役員の皆様と協議をするとともに、３月９日に大野区の検討委員の皆様とともに協議を行い、市の基本的な計画について説明が行われました。

基本計画の整備方針については、大野地区を６ブロックに分割し、ブロック内の生活排水を河川または水流の多い排水路に放流することや、一部既存の用排水路に放流する話がありました。

中央大道路排水ブロック及び上大野排水ブロックには水量を確保できる水系がないため、道路内に暗渠管を布設して処理水を集め、水量のある排水路に放流する。また、暗渠管はできるだけ水道管布設整備事業と整合を図る中で、同時施工で布設する話が行われました。

現在の大野地区の合併処理浄化槽の普及率は約６０％であるが、単独浄化槽設置の家庭にも呼びかけ、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、合併処理浄化槽の普及を図っていきたいとの説明もありました。

委員より、整備費の負担についての質問に対して、１７年度から水路改修ということで、１，０００万円ずつ予算計上しており、利用者の負担金は考えておらず、維持管理費については使

用料でお願いしたいとの答弁がありました。

また、今後のスケジュールについての質問に対し、今回の基本計画策定は基本中の基本であり、細部の計画は、今後、地元提案していかないと見えてこないと思っているので、今後、事業計画ができ上がった段階で、地元説明をしながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

続きまして、ガス熱量変更スケジュールについては、全国ガス事業者の大半が13Aのガスを供給しており、近い将来には、ほとんどのガス事業者が13Aのガスを供給することが見込まれ、12Aのガス器具の製造量の減少によって、ガス器具の選択の幅が非常に狭くなり、利便性が著しく低下することから、13Aに熱量変更を計画するものであります。

また、熱量変更は、調整員の資格を持った技術者でないと認められないため、東京ガスや北陸ガスの支援が必要になってくると考えている。

熱量変更については、12A、13A双方のガス器具が、良好に燃焼できる調整ガスを流しながら器具の調整を行い、すべて完了後、13Aガスを供給して、異常の有無を確認する。

糸魚川区域内においては、以前に供給していた旧11Aのガス器具が存在しているが、保安上の観点から、11Aのガス器具を事業者負担で取りかえる必要がある。

熱量変更計画の概要について、旧11Aのガス器具の取りかえを、平成20年度から3カ年計画で旧糸魚川区域で実施し、熱量変更作業終了後の23年度から2年計画で糸魚川、能生区域で実施していきたい。

また、対象件数は、旧11Aのガス器具取りかえでは約670件、熱量変更作業では1万1,700件を見込んでいる。対象器具台数は、旧11Aのガス器具取りかえ740台、熱変更作業では4,830台を見込んでいる。

概算費用は、旧11Aガス器具の取りかえで約6,000万円、熱変更作業では約3億2,000万円を見込んでいる。ガス料金については、13Aガスの供給をし終わった段階を見計らって、見直しを行いたいとのことあります。

次に、早川簡易水道事業の全体事業の変更については、当初、計画時の給水希望者のほかに、新規給水希望者による全体施設設計と、橋りょう横断部の見直しが必要となった。現在の見直しでは、配水管約2,000メートルの延長増や、橋りょうの横断工事の2カ所増や、橋脚部分補強などがあり、その他、施設設計の見直しにより減圧水槽が1基、消火栓が7基、給水管が30本ふえることにより、全体工事費で2億5,000万円の増になる。

その内訳として、国庫補助金で約9,700万円、起債で約1億4,400万円、受益者負担金で約1,000万円となっており、起債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金も約4,100万円ふえる見込みであるとの説明がありました。

委員より、なぜ当初設計から変更になったのかとの質問に対し、当初の基本計画では橋における構造計算がなされておらず、ガス水道局が所管になった段階で構造計算をする中で、補強等工法の変更が出てきたことや、当初の給水戸数から新規申し込みにより申し込み戸数がふえ、新たな配水管等の延長が伸びたためとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の3月7日に文教民生常任委員会を開催し、特定健診・特定保健指導について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

担当課より、特定健診・特定保健指導についての説明として、

- 1．平成20年度からの健診制度の変更概要。
- 2．対象者は、40歳から74歳の被保険者及び被扶養者であるなど、目的や健診項目、5年後の目標受診率の詳細説明。
- 3．施設健診を基本に実施することや、住民への周知方法などの糸魚川市の対応。
- 4．特定健診・特定保健指導事業などの概念図説明。
- 5．健診の依頼は、市町村が直接医師会や各医療機関にするのではなく、成人病予防協会と業務委託契約をするなどの流れ。
- 6．健康診査及び保健指導の位置づけ。
- 7．高齢者の医療の確保に関する法律の抜粋説明。
- 8．県内20市と県内町村の特定健診についての状況説明を受けております。

質疑応答において、委員より、一般質問では特定健診についての質問がなされたが、やはり1番目に、周知不足からくる市民の不安、2番目には、健診の実施方法、これにも十分検討を加える必要があったのではないかと。3番目には、保険者の取り組みの遅れなど、さまざまな問題がきちっと整理、あるいは解決されずに動き出しているように見受けられる。市が行おうとすることには理解できるし、理想かと思うが、やはり市の国民健康保険以外の被保険者への配慮を含め、健診方法も再考すべきではないかとの問いには、特定健診・特定保健指導については、法改正により各保険者に実施が義務づけられた。

そのことにおいて市の考えとしては、

1. 糸魚川市国民健康保険の保険者としての義務を果たすことは当然の責務と考えている。
2. 市民が健康で安心して暮らせるように考えれば、市の国民健康保険以外の社会保険などの被扶養者の健診が問題であると思っている。
3. 社会保険などの被扶養者が、今回の法改正により体制整備の遅れに起因して、健診を受診できないということがないように、広く市民の健康を守るという立場を顧みれば、それらの配慮をしていくのも当然のことと認識している。

以上の考えを踏まえ、さまざまな意見を真摯に受けとめ、糸魚川市として今後は、

1. 市の国民健康保険以外の保険者の動向を注視するとともに、平成20年度の市の国民健康保険については施設健診を実施するが、21年度以降の健診のあり方については、施設健診方式をベースとした中で、集団健診なども視野に入れながら市民全体を配慮した検討が必要であると考えている。

2. 20年度の社会保険の被扶養者の健診について、他の市町村の状況を見ると、市が直接関与というよりも、健診の場の提供を行うとすることがあるので、これらを参考にしながら、本市としても何らかの配慮をしていかなければいけないと考えているとの答弁がありました。

その他、委員よりの質問を要約しますと、

1. 20年度からでも施設健診と集団健診との併用。
2. 市民への周知強化。
3. 市内の医療機関の対応。
4. 受診券の関係。
5. 受診率アップについて。
6. 糸魚川総合病院での健診受け入れなど。

その他多くの質疑が活発になされており、最後に、委員会集約として、国民健康保険の被保険者の特定健診・特定保健指導の利用しやすい対応及び社会保険などの被保険者に配慮した健診・保健指導の方法を検討し、よりよい方法で取り組んでもらいたいとしてまとめております。

以上で、文教民生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第 3 . 議案第 3 号から同第 8 号まで、議案第 3 4 号、
議案第 3 5 号及び同第 9 9 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 3、議案第 3 号から同第 8 号まで、議案第 3 4 号、議案第 3 5 号及び同第 9 9 号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

本定例会初日の本会議に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第 3 号から同第 8 号まで、議案第 3 4 号、同第 3 5 号、同第 9 9 号及び請願 1 号の議案 9 件、請願 1 件であります。

審査は去る 3 月 1 0 日に終了してまいりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案 9 件については、いずれも原案可決、請願第 1 号については、継続審査であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第 4 号、糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定については、委員から、この条例制定により何を目的とし、何がどう変わるのかとの質問に対し、市民意識の醸成を図ること、及び当市においては既に防犯組合連合会があり、糸魚川地域、能生地域、青海地域に、それぞれの地域で防犯活動を行っているが、その活動が条例などの裏づけがない中で行われていた。本条例が制定されれば、推進計画の中で、いろいろな防犯協力団体等が連携を取りながら機能することにより、より安全で安心して住める糸魚川市をつくっていくことを目的とするとの答弁でした。

インターネット犯罪は、近年急に伸びてきた犯罪であり、市民の安全、安心、財産を守るのであれば、本条例をきっかけに、市民の啓発活動に力を入れてほしいとの要望には、具体的な推進計画の中で努力していきたいとのことでした。

議案第 8 号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、今年度の売り上げは大幅に減っているが、人件費が昨年と同じくらい支出されるということになると、付随して費用を点検なり、精査をしなければならない。収入に見合う経費削減の努力をした上で、値上げを考える必要があるのではないかと問いに、収入減の大きな要因として、地震による風評被害が端的にあらわれている。それ以外に施設の経年劣化もある。営業的な努力も含め、施設の冷暖房等の経費や食材料費を節減したが、人件費については大きく見直しできる時間状況になかったとのことでした。

大幅な料金の改定を議案とするのであれば、当面の措置ではなく、将来の経営計画を示す必要があるのではないかと。また、この温泉事業を始めた背景には、多くの犠牲者を出した柵口雪崩災害以

後の過疎化対策という政治的配慮があった。温泉を引く、用地を確保するなど地元住民の協力が求められた強い施策の中から、地元3地区住民への優遇措置が認められた経過があり、地元住民に詳細説明もなく、いきなり優遇措置をなくする条例改正案は乱暴過ぎないかとの質問には、本条例改正案の作成の過程で区長へ意見を聞くのが遅く、地元住民への説明が足りなかったこと、経営計画が示されていないなど委員からの多くの指摘、意見に基づき、5月末をめどに検討し、その後、当委員会の意見を聞いた上で、7月1日の施行に間に合うように進めたいとの答弁でした。

審査における集約事項として、

- 1、近隣の類似宿泊施設と協議して、民業圧迫とならないよう整合を図ること。
- 2、権現荘の設立経過を考えたとき、審査の過程において、住民の理解と意思が反映されていないことが明確となった。料金改定に当たっては、改定後の入り込み客数の見込み、将来計画などを再検討し、地元住民の理解を得るとともに、当委員会の理解を得てから行うこと

の2点を付して可決しています。

このほかにも活発な質疑が数多くありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第8号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてであります、反対であります。

総務財政常任委員会審査の過程において、5月31日までに見直しも含め練り直しを行うと受けとめましたが、予算審査において見直しはないと明言はされましたので反対するものであります。

内容は、権現荘の使用料の値上げと、温泉センターの使用料改定であります。権現荘の本館宿泊1泊2食6,300円を8,000円に値上げする等、約2,000円の値上げ。温泉センターの現在の使用料、60歳以上310円、その他の大人620円を、いずれも450円に、上能生地区の地元割り引きをなくする等であります。

権現荘の宿泊客数の推移を見ますと、本館オープンの昭和63年、4,292人から平成3年の新館オープン、平成9年に別館オープンとなるにつれて宿泊客数は伸びてまいりましたが、平成10年、2万5,860人をピークに減少に転じ、平成18年には1万4,989人となっております。

す。旧市、新市の数字になりますが、これを統計といがわ記載の糸魚川市民1人当たりの所得の推移と重ね合わせますと、本館オープンの翌年、平成元年の1人当たり市民所得が226万円、平成4年、255万円、平成8年、300万円、平成10年、282万円、平成16年、255万円となっております。今から12年前の平成8年をピークに、市民所得は減少し続けているわけであり、現在の統計資料はまだ出ておりませんが、市民1人当たりの所得水準は、16、7年前のレベルではないかと思われます。

シャルマン火打スキー場の入り込み客数は、平成10年のオープン時は4万6,120人で、翌年の5万7,170人がピークで、平成18年には2万6,807人となっております。これらをあわせ考えれば、社会経済状況が反映しているのは明らかであり、値上げはきちんとした経営戦略をもって利用者の消費志向、要望に合致するよう、練り上げられたものでなければならぬと考えるものであります。

3歳以上で小学校に入る前までの幼児1人、素泊まり1,680円を、食事つきとはいえ7,500円に値上げ設定するなど考えられないことでもあります。地元割り引きについてはどうするか、地元の納得のもとに行うべきと考えます。

以上、しっかりした経営方針に基づいた使用料改定とは言いがたいと考えますので、本案には反対であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、糸魚川市市民憲章等策定委員会条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、糸魚川市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、平成19年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４．議案第９号から同第１４号まで、議案第４６号及び同第４７号、
議案第６９号、議案第１００号から同第１０４号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第４、議案第９号から同第１４号まで、議案第４６号及び同第４７号、議案第６９号、議案第１００号から同第１０４号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

中村副委員長。〔５番 中村 実君登壇〕

５番（中村 実君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第９号から同第１４号まで、議案第４６号及び同第４７号、議案第６９号、議案第１００号から同第１０４号までの議案１４件であります。

去る３月１１日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第９号、糸魚川市リフレッシュふるさと施設条例の一部を改正する条例の制定について。

委員より、利用料金の改定に当たって地元とどのような協議がされたかとの質問があり、施設を運営している中尾区では、現状の料金設定ではなかなか難しいと言われており、市との話し合いの中から、利用料金の値上げという話が出てきた。今回の改正案は上限を設定するという事で、管理者の裁量幅を持たせた中で運営していきたいというものである。

また、市内の類似施設の料金設定とのバランスを考慮して検討したかとの質問に対し、近隣類似施設の料金の調査を行って参考にし、大きな違いのない範囲ではないかと思っていると答弁がありました。

次に、議案第１０号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定について。

利用料金を上げて、さらに指定管理者の営業努力が必要だと思うが、市と話をしているのか。また行政として、こういったサポート体制をするのかとの質問に対して、日々そういった話をしており、いろいろな努力をしていただいている。料金の変更について協議をする段階で、どのような

計画をするのか確認をさせていただき予定である。今でも営業努力については、随時協議をしながら、行政でできる範囲の協力はさせていただいているし、民間なりのご努力をいただいているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第9号、糸魚川市リフレッシュふるさと施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。宿泊、大人5,775円を8,000円に、休憩室を利用する入浴、60歳以上150円を700円に、中学生以上60歳未満450円を700円に、小学生300円を500円に。入浴のみの場合、中学校以上150円を600円にする等であります。

指定管理者が設定する料金の上限ということではありますが、多くの市民も利用していると思えますし、上限を押さえるべきと考えます。

議案第10号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、大平やすらぎ館の利用料金の設定は、入浴、休憩料金の設定を、リフレッシュふるさと施設条例と同様にしてあります。こちら指定管理者が設定する料金の上限ということになりますが、もっと上限を押さえるべきと考えますので、9号、10号ともに賛成できないものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号、糸魚川市リフレッシュふるさと施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、糸魚川市森林公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、平成19年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、平成19年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、平成19年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、平成19年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、平成19年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、
議案第70号及び同第71号

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、議案第70号及び同第71号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

中村副委員長。〔5番 中村 実君登壇〕

5番（中村 実君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました指定管理者についての案件は、議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、議案第70号及び同第71号であります。

去る3月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会の審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

指定管理者の指定で、3年と5年の契約期間が設定されているが、その違いは何かとの質問に対し、主に観光施設であり公募型のものは3年、地域と密接な関係にある施設等は5年ということであるとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、議案第70号及び同第71号についてを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

+

日程第6．議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、議案第96号から同第98号まで、平成19年請願第1号、平成19年陳情第6号、陳情第1号、陳情第2号及び同第4号、発議第1号から同第5号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、議案第96号から同第98号まで、平成19年請願第1号、平成19年陳情第6号、陳情第1号、陳情第2号及び同第4号、発議第1号から同第5号までを一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第15号から同第33号ま

で、議案第 8 1 号から同第 8 3 号まで、議案第 9 6 号から同第 9 8 号まで、陳情第 1 号、陳情第 2 号及び同第 4 号、そして継続審査となっておりました平成 1 9 年請願第 1 号と平成 1 9 年陳情第 6 号の 3 0 件であります。

去る 3 月 7 日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願及び陳情 5 件につきましては採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案の審査では、若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はなく、異議なく原案可決しております。

続きまして、平成 1 9 年請願第 1 号、療養病床の廃止・削減の中止を求める請願につきましては、異議なく採択いたしております。

これにより本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 1 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

地域の高齢者の入院、入所施設としての療養病床は必要であり、今後の高齢化などを考えれば施設、在宅での医療・介護サービスの拡充が強く求められています。

以上の趣旨から、次の事項の実施を強く要望します。

- 1．高齢者が安心して療養できる入院、入所施設やベッドをなくさないください。
- 2．高齢者に必要な入院、入所施設や在宅での医療・介護サービスの拡充を図ってください。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

次に、平成 1 9 年陳情第 6 号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める陳情につきましては、異議なく採択いたしております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第 2 号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書を提出いたします。

これより提案説明を行います。

豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ、法改正及び財源措置を講ぜられるよう強く要望します。

- 1．適正規模の少人数学級の実施をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改正すること。
- 2．地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3．義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 にすること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

次に、陳情第 1 号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情につきましても異議なく採択をいたしております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第 3 号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書を提出いたします。

これより提案説明を行います。

今、全国で医師不足によって地域の病院や診療所が閉鎖され、必要な医療が受けられない事態が

発生しています。特に産科や小児科、救急などを受け入れる病院が減っています。出産を扱う病院、診療所は、2002年が6,398カ所あったのに2006年は3,063カ所に減り、出産に携わる医師も4分の3に減少しています。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 国においては、医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるために医師確保に向けた必要な法律を制定すること。
2. 当面、この間の削減数を戻し、医学部の定数を最高時(8,360名=現在より735名増)まで増やすこと。

次に、陳情第2号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情も異議なく採択しております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第4号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書を提出いたします。

これより提案説明を行います。

今看護の現場は、平均在院日数の短縮などによって業務量が大きく増え、かつてないほど過酷な勤務実態となっており、離職が相次ぐ中で看護職員不足が深刻な問題となっています。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 国においては看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規定するなど、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正すること。
2. 「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を全面的に改正し、「看護職員需給見直し」と統合して、国と都道府県が策定する「看護職員確保計画」に改めること。

次に、陳情第4号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情も異議なく採択いたしております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第5号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を提出いたします。

これより提案説明を行います。

国及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項の実現がなされるように強く要望します。

1. 患者窓口負担を軽減すること。
2. 良く噛める入れ歯が保険給付として製作、装着、管理できるように診療報酬を改善すること。
3. 歯周病の治療・管理が保険給付として適切に出来るように診療報酬を改善すること。
4. 安全で普及している歯科技術を保険給付の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で、文教民生常任委員会報告を終わります。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第15号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。後期高齢者医療制度は75歳以上を対象にした別立ての保険をつくり、高齢者に差別医療を強いる制度であります。

扶養家族となっていてこれまで保険料負担のなかった方を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、年間18万円以上の年金受給者は年金から保険料が天引きされるものであります。18万円に満たない方は普通徴収であります。保険料滞納者は保険証を取り上げられ、資格証明書が発行されて、窓口で医療費全額を負担させるものであります。

分割納付を認めるとの答弁もあり、当初よりは改善された面もありますが、75歳以上の高齢者に厳しくなる制度であることに変わりありませんので、本案には反対であります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又議員。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

平成19年陳情第6号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める陳情及び発議第2号について、反対の立場から討論を行います。

最初に、当陳情を少人数学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を分けて考える必要があります。陳情者自身がそれを承知の上で陳情していることは、問題と言わざるを得ません。

地方分権の推進による三位一体改革は、義務教育費国庫負担制度の全額廃止を目指し、既に国庫負担率が従来の2分の1から3分の1に減額されています。これは自治体の財政力により、教職員給与に差が生じ、教職員間においても地方格差が広がることとなります。全国の市区町村長の80%強が、義務教育費国庫負担制度の維持を求めていることから、少なくとも現状を堅持する必要があります。

一方、少人数学級については、陳情内容であります。いじめ、不登校、登校拒否、暴力行為などの教育課題は10人以下の、それも経験を積んだ教師の学級においてさえも数多く発生している事実を見ると、少人数学級はそれらの解決策とは言えません。児童生徒が教師から多くを学ぶことは否めませんが、彼らが仲間から多くを学ぶことも忘れてはなりません。学校は知識を学ぶ場であると

ともに、協調性、社会性を学ぶ場でもあります。

少子化により、団体生活の場を家庭や地域社会に求めることができなくなり、唯一学校に求めなくてはなくなっていることは否めません。文部科学省は、第8次教職員定数改善計画により、全国すべての小中学校で35人以下学級の実施を検討したことがありましたが、教職員の新規採用が4万7,000人に及び、義務教育費国庫負担制度に基づく国の給与負担分だけで3,000億円程度必要になることから、実施に至らなかった経過があります。

また、陳情内容によりますと、45道府県が30人程度学級を実施し、新潟県では小学校1、2年生で30人程度学級を実施しているとしていますが、30人以下学級と30人程度学級を明確に区別しなければなりません。30人以下学級は、同学年に31人いる場合、15人と16人の学級ができることになり、切磋琢磨しなければならない生活集団としての妥当性を欠き、少な過ぎることになります。30人程度学級は文字通り30人程度の学級で、当市の小中学校の実態は、そのほとんどが既に30人程度学級になっています。この紛らわしい陳情文書は、子供たちのためにといいながら、児童生徒の減少に伴う教職員の職場確保の陳情と言わざるを得ません。

よって、私は義務教育費国庫負担制度の堅持については理解するものの、陳情全般及び発議第2号について反対いたします。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市重度心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

次に、議案第23号、糸魚川市ほのぼの通所事業条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市福祉会館条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市ひとり親家庭等児童義務教育修了祝金給付条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市公民館体制等検討委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規

約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、事務の委託に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、事務の委託に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、平成19年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、平成19年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、平成19年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第1号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第1号、療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより平成19年請願第1号、療養病床の廃止・削減の中止を求める請願については採択すべきものとみなします。

次に、発議第2号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第2号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより平成19年陳情第6号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

次に、発議第3号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第3号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第1号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

次に、発議第4号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第4号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書を採決

いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第2号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

次に、発議第5号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第5号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第4号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

+

日程第7．議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号まで

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号までを一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました指定管理者についての案件は、議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号までの19件であります。

去る3月7日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程では若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はなく、異議なく原案可決しております。

以上で、文教民生常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号までを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

11時30分まで暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 開議

+

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第8．議案第95号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第95号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第95号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第7号）のうち、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る3月10日に審査が終了しておりますので、

その経過と結果について、ご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

消防本部関係で、委員より、能生消防分署建設設計委託料全額の減額補正は、行政としての計画性が問われるのではないかとこの質問に対し、消防能生分署は、当初、能生地域の既存施設等の有効利用の観点から、能生公民館を再利用することで計画を立て、その設計委託料を平成19年度に予算計上していたが、生涯学習センターの位置問題、公民館の再利用等における地元との協議の調整がつかなかった。

しかし、消防能生分署は、アスベスト問題を早急に解決しなくてはならない事情等により建設位置を見直しして、平成20年度、新たに新築の設計委託料予算を計上することとし、今回の減額補正となったとの答弁がありました。

このほかにも質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、中村 実建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

中村副委員長。〔5番 中村 実君登壇〕

5番（中村 実君）

議案第95号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第7号）のうち当建設産業常任委員会に分割付託された関係部分につきまして、去る3月11日に審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

建設課関係では、橋りょう維持費で一宮跨線橋の測量調査設計委託の残りが、新年度予算で計上してあるが、委託先、費用、期間はどうかとの質問があり、鉄道の防護柵が必要になるので、そういった知識のある委託先になっている。委託先は、JR西日本コンサルであり、請負額については703万5,000円で、工期については、8月28日から3月25日までであるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第95号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第7号）につきまして、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る3月7日に審査が終了しておりますので、

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

なお結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。
経過について報告いたします。

健康増進課関係で、4款、衛生費の6目、診療所費において、委員より、姫川病院の閉院により根知診療所が閉院になっており、見直しについての質問に、糸魚川総合病院が、現在、へき地医療の中核病院として指定されている。その中で小滝、平岩をお願いしているが、根知についてもお願いしたいと要請している。今の医師の状況からして、4月からの開設は難しいが、年度内の早い時期ということをお願いしているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はなく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第95号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第105号から同第118号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第105号から同第118号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔25番 松尾徹郎君登壇〕

25番（松尾徹郎君）

予算審査特別委員会審査報告をいたします。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算、議案第106号から同第116号までの特別会計予算、議案第117号、同第118号までの企業会計予算、以上14議案につきまして、去る3月12日より17日にわたり委員会を開催し審査いたしました。

その結果、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、議長を除く全議員で構成された委員会でありますことから、詳細な報告は省略させていただき、要点のみ報告させていただきますことをあらかじめご了承願います。

初めに、議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出、2款、総務費、1項4目、ジオパーク整備事業において、委員より、新年度は看板設置工事、あるいはガイドブックの発行などを予定しているが、それらの整備内容、及び実施事業について具体的に伺いたい。また、貴重な資源を活用する事業であることは理解できるが、これにより新市建設計画の先送り、あるいは公共料金の値上げが検討されている中で、市の目玉事業として突然出てきたが、注目されているだけに数年間かけて事業展開されていくものと思う。今後、どの程度の予算を考えているのかとの質問に対し、看板設置については3カ年で24カ所、新年度は8カ所程度を3月までに整備し、リーフレット等についても看板同様、英語訳をつけ加える予定である。

また、この事業については、地域振興という中で取り上げさせていただいた。国もこの事業については、具体的なものを現在取りまとめている段階であり、今後、いろいろな事業を通して具体化したいと考えている。なお、予算的には、平成20年度は3,000万円、21年度は4,000万円、22年度が2,000万円を計画している。市民には理解を得られるよう情報発信をし、行政と市民が一体となって協議を重ね、事業展開を図っていきたいと考えているとの答弁がなされました。

また、ジオパークに限らず、目的地までの基本的な看板設置、市民全体が盛り上がるような取り組みを行っていただきたいとの意見が出されております。

その他、企画費において活発な質疑が交わされました。

次に、6款、1項、3目、農業振興費についてご報告いたします。

委員より、地場産消費拡大事業について、地場産米の消費拡大をこれまでも発言してきたが、新年度では事業費が減額になっている。地場産米を利用して、学校給食で米粉パンをつくることに取り組んできたことは非常に評価できる。小麦粉の値上がりが予想される中、米粉を拡大していくべきと考えるがどうかとの質問に対し、米粉パンの給食については、事業者側が設備投資がかかるということで数が限られ、現状では限界である。地元米の消費拡大をするには、米飯をどの程度拡大していくかということになるので、関係部局とも相談させていただきたいとの答弁がなされました。

また、担い手育成事業については、高齢化が進み、後継者もなく、担い手が少なくなっていく中で、事業対象者の幅が非常に狭いのではないかと。団塊世代の退職者など、農業関係者でももう少し幅広く取り組めるようできないか。人口対策もあわせて切実な問題と思うがどうかとの質問に対し、一定程度土地集積を図り、営農をしっかりとするという気構えが必要だと思う。最低限、販売農家であり、かつ認定農業者を中心に支援させていただいている事業である。農業の収益性を上げること

は定住に関係するだけに大きな課題であり、担当としても苦慮している。いろいろ農業に対する考え方があと思うが、地域の特産品として定着できる産物の開発が農業振興の1つと考え、できるだけ収益性があり、生活できるようになることを目指しているとの答弁がなされました。

その他、中山間地域等農業振興事業、園芸振興事業などについて活発な質疑が交わされました。次に、7款、商工費についてご報告いたします。

スキー場の指定管理料について、委員より、前年度と比較しシーサイドバレースキー場では約300万円、シャルマン火打スキー場では1,238万円の増となっている。どのような考え方で管理料が決められているのか、また、行政としてどんな精査を行っているのかとの質問に対して、シーサイドバレースキー場については、通常のリフト及び施設管理、また重機のリース料、広告宣伝、大規模修繕等の計画があり、また、シャルマン火打スキー場についても同様であるが、施設、備品の修繕料については、今まで直営でやる体制をとってきたが、20年度からはそれらも含め指定管理料の中で実施するという考え方に変わった。また、施設管理面では、シーサイドはスキー場、シャルマン火打はスキー場のほかにグリーンメッセや、やすらぎ館もあわせて管理しているため、それらが金額の差になってあらわれている。

なお、指定管理料の見積もりは指定管理の内容についての検討委員会があり、市の職員だけでなく会計に精通した民間人2人も含め、見積もりのほか事業内容も検討しているとの答弁がなされました。

その他、商工業振興事業費、観光施設管理運営事業などについても活発な質疑が交わされております。

次に、8款、1項、土木管理費についてご報告いたします。

委員より、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の進捗状況と来年度の見込みについて。また、道路特定財源が一般財源化され、もしくは廃止された場合、高規格道路に回る財源がなくなる。早期完成を目指すならば、平成20年度が大事だ。当市にとっていろいろな意味で重要な道路だけに、危機感が感じられないとの質問に対して、10月24日には、市長から直接大臣へ要望を行っている。国としては県次第だとの意味合いの回答をもらっており、今年度、県では地すべり区域におけるボーリング調査、環境基礎調査を行っている。引き続き、整備区間への格上げ要望をお願いしていきたいとの答弁があり、また、2項、道路橋りょう費では、西海踏切拡幅工事のため5月10日から8月10日まで交通止めとの話がある。3カ月とまるというのは、生活や企業に大きな影響を与える。これは押上区だけの問題ではない。交通止め案内が出る前に、なぜ事前協議ができなかったのか、県との連携や市がどうして調整役に入らないのか。経済的にも社会的にも影響が出る大問題だとの質問に対して、地元説明会でも3カ月は長過ぎる、何とかならないのか。市としても工期の短縮、普通車の片側交互通行、踏み切り部と橋を分けてできないのかなど地域整備部に話している。また、JR西日本にも要望し市民の声を伝えていくとの答弁がなされました。

以上の2項目については、委員会の集約事項としての提案があり、道路特定財源の先行きに不透明感が漂い、道路整備に対する財源確保が、今後さらに厳しくなると思われる。全国的に道路整備に対する要望が強い中、松本糸魚川連絡道路を一日も早く着工に導く必要があり、20年度中での整備区間指定に向けて関係機関に積極的に働きかけていただきたい。

また、国県道改修工事の実施に当たっては、国、県、JR等関係機関と地元住民とのパイプ役と

して市が連絡を密にし、調整機能を十分発揮して、市民生活への影響を最小限に抑えるべく努力するよう臨まれたいと集約がなされました。

その他、各項目において活発な質疑が交わされております。

次に、10款、教育費、3項2目、中学校教育振興費についてご報告いたします。

委員より、中高一貫校への合格は何名であったか。また、市内の中学校において、魅力ある教育環境の推進を図る必要があると思うがいかがか。市の教育委員会と高校の連携が望まれるのではないかと、その予算的配慮はどのようになっているのか。また、高校受験が全県1区制になった影響はどうかとの質問に対しては、合格者は15名であり、また、中学校において魅力ある環境づくりのために高校と中学校との教員交流、あるいは交換授業を平成19年度は実施している。中高連携は非常に大切であると考えており、県教育委員会及び地元高校との連携にも取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

また、地元高校2校における定員割れは、地元中学生に対し影響はないのか。英語教育のレベルの低さや甘さに対する努力はしているのかとの質問に対しては、生徒のモチベーションの低下が考えられる。受験に対する基本的姿勢の甘さもあると思う。高校との連携を深める中で、環境の充実を図っていききたい。また、英語教育においては、中学校から始まることに甘さがあると思う。小学校から英語教育が重要であり、それについては上教大との連携により、2校でテスト的に授業を行っているとの答弁がなされました。

その他、系中体育館改修事業について、また、中学生海外派遣事業についても活発な質疑が交わされております。

続きまして、議案第106号、国民健康保険事業特別会計についてご報告いたします。

委員より、今回、集団健診から施設健診に移行するが、県内他の18市（新潟市、糸魚川市を除く）のように、集団健診の方がよかったのではないかと。今回の制度改正について、市民への周知は万全ではなかったのではないだろうかとの質問に対して、健診制度が変わることについては、その都度できる範囲において広報等でお知らせしている。具体的な方針が決まらない中で、市民に説明することは困難である。説明できる状況が整い次第、機会をとらえて説明をふやしたいとの答弁がなされました。

また、交通弱者や遠隔地からの受診者に対する交通確保はどうか。さらには、今回の健診制度は従来の基本健診と比較した場合、前進と言えるのか、後退と言えるのかとの問いに対しては、交通確保については、具体的に今後対応していきたい。また、今回の制度改正は、生活習慣病の該当者や予備群に対し、特定保健指導を行うことにポイントがあると思う。予防に力を入れた取り組み、あるいは市民の健康づくりにつながるものだと考えるだけに、前進だと考えるとの答弁がなされました。

なお、委員より、集約事項の提案があり、国民健康保険の被保険者の特定健診・特定保健指導において、交通弱者対策を含めた利便性に考慮した対応で行うこと。及び社会保険者等の被扶養者に柔軟に配慮した健診、保健指導の方法を検討し、よりよい方法で臨まれたいと集約がなされました。

続きまして、議案第111号、糸魚川市柵口温泉事業特別会計についてご報告いたします。

委員より、料金を値上げしながら1万5,000人という入り込み客増を見込んでいるが、これ

でよいか。ますます厳しくなるのではないか。経営状況が悪化している中、基金も取り崩してきている。今後、はっきりした経営戦略が必要だと思いがいがか。また、経営の民間委託、移譲も含め検討すべきであり、もし基金が底をつき赤字経営になった場合は一般会計からの繰り入れ、つまり赤字補てんをするのかとの質問に対して、厳しい状況下ではあるが、料理における新メニュー、パックなどを設定し努力していきたい。主に地域のお客様が中心だが、少しずつ減少傾向にある。平成19年度に入り長野方面、特に、国道148号線沿線を中心に誘客を図っている。サービス向上により営業体制の強化を図っていきたい。また、今後は民間移譲、委託も検討していきたい。もし基金が底をついた場合には、一般会計からの補てんも考えなければならないが、そのようなことのないように努力していきたいとの答弁がなされました。

そのほか予備費、人件費等についても多くの質疑が交わされております。

なお、委員より、集約事項の提案があり、料金の見直しに当たっては地元協議を進め理解を得ることと、民業圧迫是正の観点から周辺施設料金との整合性を図られたい。また、基金の取り崩しも限界を迎えていることから、長期経営戦略を立て経営改善を図らなければならないが、その検討に際し公共の宿泊施設としての見直しを行い、経営の民間委託、移譲も含めて根本的な検討をされたいとの集約がなされました。

続きまして、議案第113号、糸魚川市公共下水道事業特別会計についてご報告いたします。

委員より、値上げ案が常任委員会に示されているが、平成20年度は値上げを予定しているのか。また、浦本地区の下水道工事が始まった場合、大幅な交通渋滞が予想されると思う。工事期間は何年になるのか、事業費はどのくらいになるのか、見直す考えはないのかなどの質問に対して、20年度は値上げをしない予定である。市民の理解を得ることが第一であり、庁内においても値上げの是非について議論がある。

また、浦本地区の下水道工事については浄化槽処理水、浄化槽設置場所の問題から、公共下水道方式での整備ということになった。したがって、事業を見直す考えはない。国道における工事期間は、平成21年から27年度までの7年間にわたり長い工期ではあるが、できる限り工期短縮を目指したい。また、事業費は約21億円を予定しているとの答弁がなされました。

その他、供用開始後の普及率がどのくらいになるのか。また、交通渋滞を緩和するための一時的な高速料金の無料化の提案など、多くの角度から質疑が交わされました。

なお、委員より、集約事項とするようにとの提案があり、国道8号は北陸地方の大動脈であるとともに、糸魚川市の産業と市民生活にとっても極めて重要な幹線道路である。浦本地区の公共下水道整備計画では、平成21年から27年までの7年間に片側交互通行などによる交通規制が予定されている。事業に伴う交通規制実施により、市民生活と産業活動に大きな支障を来すことから、並行する北陸自動車道の暫定的な無料化、または大幅値下げにより交通渋滞緩和策といたすべく、東日本高速道路株式会社への積極的な協力要請をされたいとの集約がされました。

そのほか各会計において、多くの質疑が交わされました。予備日を使い、長時間にわたりながら広範囲に審議し、議事進行にご協力いただきましたことに対し、改めまして敬意と感謝を申し上げます。委員長報告といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

13時まで昼食時限のため暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第105号、平成20年度糸魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

当初予算額は約260億円で、特別会計へ移行した有線テレビ事業を除き対前年比6.0%の減であります。歳出では、款で言うと土木費が20.1%、公債費17.3%、民生費16.7%の順になっております。厳しい財政事情から財政規模を縮小してきておりますが、市民の暮らしが一層大変になってきているときでもあり、暮らし応援の施策こそ重要と考えるものであります。

4款、衛生費では、総合健診である基本健康診査がなくなっております。後期高齢者医療制度導入に伴う保険者の責任による特定健診に変わったためであります。大きな後退であると思えます。

う蝕予防事業については、虫歯予防事業と名称を変更しておりますが、フッ素洗口のような論争中のものを、教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであります。

7款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、平成18年度よりシーサイドバレーとともに指定管理者制度による管理運営が行われているところであります。指定管理料はシャルマン火打スキー場7,340万円、シーサイドバレースキー場2,922万円となっており、前年よりふえております。両スキー場の指定管理料の均衡を図りながら、今後を見据えて市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、それに沿ってスカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。明確な市の持ち出しの限度がありません。

10款、教育費では、中学生海外派遣事業で、オーストラリアに45名派遣の補助金等1人約30万円、総額860万円が計上されております。家庭の経済力によって参加が制約されるようなやり方は、改めるべきであります。国際理解のためにということではありますが、義務教育の段階で

の取り組みとしては、ふさわしいとは思えないわけであります。別の取り組みを検討したらどうかと思います。

能生生涯学習センター建設検討委員報酬32万円が計上されておりますが、むやみに新しい施設をつくるのではなく法定耐用年数も考え、使える施設は使う必要があると考えるものであります。

以上を述べまして、一般会計予算の反対討論といたします。

続きまして、議案第106号、平成20年度系魚川市国民健康保険事業特別会計予算について反対討論を行います。

新年度より、これまで行われていた総合健診に変わって、肥満症に焦点を当てた特定健診・特定保健指導が行われますが、系魚川市においては特定健診は施設健診だけで、系魚川総合病院と能生国保診療所で行い、特定保健指導は市が行うということであります。がん検診は、別に市内3カ所で行うとのことであります。

これまで総合健診は、基本健康診査という名称で、能生地区は能生体育館、系魚川地区は浦本地区公民館、下早川地区公民館、大和川地区公民館、西海コミュニティスポーツセンター、系魚川保健センター、今井地区公民館、大野小学校、根知小学校の8カ所、青海地区は青海生涯学習センターの計10カ所で、がん検診とセットで地域ごとの集団健診として行われてきました。これを特定健診は糸病と能生国保診療所の2施設だけで行うやり方に変えるということであります。

その理由としては、今までかかっていた保健師の労力、手間を少なくして、保健指導に力を入れたいということであります。当然、行革による経費削減もあると思います。特定健診そのものの問題点としては、年齢を40歳から64歳に限定し、総合健診による個別疾患の早期発見から、肥満症に重点を置いた健診になるということがあります。当市においては2カ所の施設健診にすることで、受診者数の減少と、それに伴う特定保健指導が有効に進まないのではないかとすることを危惧するものであります。

平成18年度の基本健康診査受診者数は6,372人でありますが、40歳から64歳までに特定した平成20年度受診者数を3,500人と見込んだとのことであります。他の保険者のことも考えれば、5年後の国保目標受診者数6,500人が、施設に受け入れられる保障があるのか疑問であります。市民の利便性も考え、がん検診とセットで、地域ごとに行う集団健診のよさを生かす必要があるのではないかと考えます。

保健師の業務でかわれるものはかわり、開業医の先生方からは、どのような形であれば協力いただけるのかを把握する中で、施設健診、地域での集団健診を弾力的に活用する中で、市民の利便性と健康の保持を図る必要があると考えるものであります。残念ながら、そうなっているとは思いませんので、本案には賛成できないものであります。

議案第109号、平成20年度系魚川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。資格証明書の発行については、新潟県後期高齢者医療広域連合の要綱に基づき協議して、対応することであります。資格証明書を発行しないということではありません。当初より改善された面もありますが、所得が少ない高齢者には厳しい制度となることになり変わらぬので、本案には反対であります。

議案第111号、平成20年度系魚川市柵口温泉事業特別会計予算についてであります。7月1日から権現荘の使用料の値上げと、温泉センターの使用料改定を見込んだものであります。

権現荘の本館宿泊、1泊2食6,300円を8,000円に値上げする等約2,000円の値上げ、温泉センターの現在の使用料、60歳以上310円、その他の大人620円をいずれも450円に、上能生地区の地元割り引きをなくする等であります。

2,000円の値上げ分のうち1,000円を料理に回したいとのことでもありますから、残り1,000円、年間1,500万円で補修や基金積み立てをしていくこととなります。基金が減り始めた平成13年の宿泊者数は2万2,198人、平成13年から減った額を平均すると約700万円、毎年700万円ずつ減ってきたこととなります。平成19年度末基金残高は644万円、大変厳しい内容であります。宿泊については1万5,200人を見込んでいるとのこと、新規開拓を図ろうと計画されていることは積極的で評価できますが、値上げの影響が出るのは必至であり、平成18年実績が1万4,989人ということですから、甘いのではないかと思います。

社会経済状況に左右されやすい事業であるだけに、しっかりした経営方針を持ち、利用者の志向、要望に合致するよう細かいところまで気配りされ、練り上げられた計画が必要と考えるものであります。残念ながら、そうなっているとは言いがたいと考えますので、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

新政会を代表して、議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算に対し、若干の意見、要望を付して賛成討論を行います。

平成20年度予算は、昨今の厳しい地方財政事情を反映し、合併以来280億円前後で推移してきた予算規模が、対前年比マイナス6.5%と大幅減の260億1,500万円となり、米田市政1期目の仕上げにもかかわらず、当面続く地方自治体の大変厳しい財政状況下で、予算編成を余儀なくされたものと判断いたします。

新政会は昨年度に続き、昨年12月21日に米田市長に対し、20年度行政運営の基本方針と、約10項目にわたる重点施策を要望いたしました。今次予算は総合計画を基本にして、当面する当市の諸課題解決策を反映するとともに、大筋において市民ニーズ及び私たち新政会の考えに沿ったものと判断するものであります。

特に、歳出において評価すべき施策として、

- 1、健康福祉分野では、新規事業として大学連携臨床研究支援、診療所開設等支援、地域密着型介護老人福祉施設整備支援のほか、当市の優れた施策である母子保健健康診査事業の継続は評価するものであります。
- 2、教育分野では、次代を担う人材育成につながる系魚川中学校体育館改築、能生学校給食センター改築、及び美山陸上競技場並びに姫川コミュニティスポーツセンターなどの体育施設など整備に、人づくりの夢を託すものであります。

- 3、生活基盤分野では、地域要望の強い27路線に及び道路新設改良、中央大通り線第3期事業化に向けた上刈地区でのミニ土地区画整理、並びに新幹線開業対応としての駅周辺まちづくり計画策定などの早期事業化を望むものであります。
- 4、産業分野では、庁内組織として企業支援室の設置は新政会の要望事項に沿うものであり、その成果を期待するとともに、金額は少ないものの企業案内作成助成、U・I・Jターン就職応援は、人口減少対策及び若者の地元定着策として評価いたします。
- 5、生活環境分野では、総合計画に盛り込まれた火葬場整備の新規着手のほか、今日的課題であります防災リーダー育成及びアスベスト対応からの消防能生分署建設などが新規事業として計上されております。

次に、本予算執行に当たっての行政姿勢として、特に、次の3点について、意見、要望を申し上げます。

- 1、当市においては、緊急に解決が求められている課題が数多く残されていることから、市長、副市長、各部・課長間の相互連携強化を図り、迅速、適切な市政運営に努めていただきたい。
- 2、国並びに県庁本庁、糸魚川地域振興局、さらには鉄道運輸機構などとの連携を要する事業が山積しているので、日ごろから積極的な情報交換に努め、事業推進体制の強化を図っていただきたい。
- 3、議会对応として、一般質問、常任委員会、特別委員会などにおける貴重な論議内容を、その場限りとせず、日常の行政執行に当たり最大限生かす姿勢をもって臨んでいただきたい。

以上で、議案第105号、平成20年度糸魚川市一般会計予算に対する新政会の賛成討論といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。

議案第105号、平成20年度一般会計予算について反対をいたします。

まず、厳しい財政状況の中での予算編成には、一定の評価ができる点もありますが、赤ちゃんからお年寄りまでの市民の立場に立ったきめ細かな施策に欠けるものであります。

平成18年度から導入した3部制の組織体制を、20年度に一部見直すことが示されましたが、激動の新しい時代への配慮が欠落しております。また、4日間に及び予算審査においても、行政の説明責任とやる気、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」が十分に伝わらず、大変残念に受けとめております。

その観点から、反対の主たるものを述べさせていただきます。

2款、総務費における男女共同参画推進事業について。

国では、男女共同参画推進社会の実現に向けて、99年の通常国会で基本法を全会一致で制定し、これを受けて地方公共団体では基本法の理念に基づき、あらゆる分野での推進責務を進めてきまし

た。しかし当市において、前市長時代のこの分野での取り組みが希薄であったこともあり、他市との大きな遅れとなってきたことは言うまでもありません。

20年度からの行政改革実施計画の中の協働のまちづくりでは、当市における公募による女性参画は、県内各市と比べ低い状況であると明記され、目標数値を掲げております。男女共同参画基本法では、仕事と家庭の両立のための環境整備も取り上げられ、少子化対策へとつながる効果も大きいものがあります。

旧青海町では平成14年、1市2町の中でいち早くプランを策定しました。しかし、人口1万人程度では推進に限度があり、合併により5万人の新市になればその組織も確立され、事業を大きく展開できると行政から説明され、これを信じて現在に至っております。新年度予算では前年度比119万3,000円の減で、わずか87万3,000円であり、組織の存在すら見えておりません。19年度に作成したプランを名実ともに推進していくには、残念と言うよりは、行政の責任放棄と言わざるを得ないものがあります。

次に、3款、民生費における高齢者配食サービス事業についてであります。

これまで環境に配慮したリユース食器の提案をしてきましたが、環境条例を制定した市の理念が低く、このままでは市全体のエコ意識も高まるはずもなく、18年度に新設された環境対策室との連携体制も見えておりません。

次に、福祉事務所の子育て支援室での事業についてであります。時限立法でもある次世代育成支援行動計画が策定された中で、現行組織による事業展開にも限度が見えて、明るい展望が示されております。乳幼児から児童生徒まで一貫した、(仮称)こども課の早期設置を強く求めるものであります。

次に、4款、衛生費の虫歯予防事業と関連するフッ素推進についてであります。

劇薬指定のフッ化ナトリウムによる虫歯予防はWHOを前面にし、安全性と有効性を協調してきましたが、専門家の間でも賛否両論の有害性には触れず推進してきた新潟県の異常さが今日に至っております。

私はこれまで市内の保育園、幼稚園、小中学校の集団現場におけるフッ素洗口と、3歳未満児の高濃度のフッ素塗布については見直すべきで、フッ素を用いずとも虫歯にならない健康な歯への甘味制限や、歯みがきの励行など予防法を提言してきました。WHOでは、6歳以下の子供に禁忌と見解が大きく変わっている中で、乳幼児から薬に頼る虫歯予防は、米田市政が目指す健やかな健康づくりの理念と大きくかけ離れているのではないのでしょうか。虫歯予防は本来、親のしつけとして行うべきことであり、大人の集団健診が個人健診に変わる特定健診制度とあわせて考えると、冷静に見直すべき時期でもあります。

次、6款、農林水産費の地場産消費拡大についてであります。

20年度には大幅な予算削減で、これでは全市のあらゆる分野での拡大ができるはずもありません。食料自給率の向上や食育基本法推進とあわせた事業の展開を、強く望むものであります。

次に、10款、教育費における中学生海外派遣事業についてであります。

21世紀を担う子供たちが、豊かな国際感覚と国際理解を身につけることは大切なことではありますが、義務教育の中で45人の生徒を選別し、実施すべきことではなく、ALTを増員し、その充実を図ることこそが、すべての子供たちに確かな教育を進める本来の道であります。

市民の立場に立って、さまざまな理由で参加できない生徒がいることを教育委員会は認識すべきであり、また、財源も人材育成基金から昨年度の2倍以上を繰り入れていることも大きな問題であります。今日、対象者を高校生に拡大し、事業を展開している自治体も多く、本市において海洋高校や白嶺高校の生徒でも参加できる、地域を担う真の人材育成へつながる事業と展開すべきではないでしょうか。

最後に、行政改革についてであります。さきの市議会行政改革調査特別委員会でも多くの点が提言されてきましたが、臨時職員を含め800名を超える職員の資質向上も問われる昨今、青海・能生事務所との連携を密にした市民サービスに努め、行政主導型ではなく、またトップダウンでは人とのコミュニケーションも希薄で、一体感も生まれるはずがありません。何よりも人が一番大切にされる市民の立場に立った市政運営に努めてほしいと願っております。

以上、私は議会本来の機能である批判と監視の観点から、本案に反対いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、久保田長門議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

久保田議員。〔14番 久保田長門君登壇〕

14番（久保田長門君）

私は清新クラブを代表しまして、議案第105号、平成20年度糸魚川市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本年度予算は合併4年目を迎えるとともに米田市政の新しい糸魚川のまちづくり、いわゆる「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、糸魚川市総合計画（2007年から2016年）に基づき、市民と行政と議会とがお互いにその役割を担い合って、協働するまちづくりの大きな指針となる予算と考えます。

時には行政執行者に対し、我々議会も是は是、非は非として進言し、あるいは少数意見であっても尊重されるべきであるが、反対のための反対であってはならないことを肝に強く銘じておくべきと考えます。

平成20年度予算の歳入において260億1,500万円、前年度比6.5%の減、概要では自主財源111億230万円・構成比42.7%、依存財源149億1,270万円・構成比57.3%となっております。また、市民の高い関心事、実質公債費比率18%は高く評価されます。このような数字が示すとおり、本市は財源が乏しく、今後も厳しい財政運営が強いられる中、歳出においては米田市政の目標実現へ向かって、市民要望も随所に取り入れられた予算編成を高く評価するものであります。

1点、ジオパーク整備事業（新規）では、地域の活性化が著しく、観光振興の大きな目玉商品となり、さまざまな方面での費用対効果が予想されます。今後、市民意識の徹底が望まれるところでございます。

2点目として、国の公共事業大幅削減、原油価格の高騰による物価高等での影響がさまざまなところで影を落とし、市内の産業別ディフュージョン・インデックス、いわゆる景気動向指数は依然としてマイナス幅が大きく、このことで市は企業に対し対応策を実施しているが、今後も引き続き

対応可能な限り施策の継続を期待するものであります。

3点目、人件費、物件費、扶助費、公債費等、公債費は借換債を除くとマイナス2.2%でございますが、本市としての適切総予算規模約230億円から240億円程度への経常経費削減が数字からも読み取られ、今後も継続を求めます。

4点目として、本市を取り巻く財政状況は日々刻々と変革が求められていること。そして市民に対し受益者負担の原則、福祉のばらまきは、その後必ずやそのツケが回ってくるという意識の徹底と、周知への方向性を明確に示すことをお願いいたします。

以上、4点を行政課題の柱にし、実現する方向へ努力することが、福祉、教育、文化等々の施策の中で、系魚川市民の要望にこたえられる近道と考えております。予算審査特別委員会で委員の発言にもございましたが、一度崩れると信用が元に戻るのには長い年月がかかります。行政も市民の公僕であり、その最大の役割は市民サービスの徹底であることを強く意識し、住民、いわゆる地域審議会や住民代表である我々議員に対し、十分な説明責任を果たしていただくことをお願い申し上げて、議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算の賛成討論といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

〔議事進行、「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

先ほどの私の討論の中で誤った部分がありますので、訂正したいので、取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

議案第106号の国民健康保険事業特別会計に関連したところでありますが、特定健診そのもの問題点としてというところで、年齢を40歳から「74歳」と言うべきところを「64歳」というふうに言いました。おわびし、訂正いたします。

その後もう一度、平成18年度の基本健康診査受診者数6,372人でありましたがその後、ここも40歳から「74歳」までと言うべきところを、40歳から「64歳」までというふうに言いました。おわびし、訂正したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま新保議員から、議案第106号の発言について、会議規則第65条の規定によりまして、特定健診分の40歳から「74歳」と言うべきところを、40歳から「64歳」というところの部分で訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、平成20年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、平成20年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、平成20年度糸魚川市老人保健医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、平成20年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、平成20年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、平成20年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、平成20年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、平成20年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、平成20年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、平成20年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、平成20年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、平成20年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、平成20年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第119号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第119号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第119号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の建部 猛さんの任期が、平成20年5月19日をもちまして満了となりますことから、保護者である委員として、新たに藤浪美香さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

日程第11．議案第120号から同第122号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、議案第120号から同第122号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第120号から議案第122号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、議案第120号は、現在、固定資産評価審査委員会委員の藤木嘉壽さんの任期が、平成20年5月18日をもちまして満了となりますことから、その後任といたしまして高尾さよ子さんを選任することについて、議案第121号は、現在、固定資産評価審査委員会委員の室橋一男さんの任期が、平成20年5月18日をもちまして満了となりますことから、その後任といたしまして室山敏雄さんを選任することについて、議案第122号は、現在、固定資産評価審査委員会委員の八木幸男さんの任期が、平成20年5月18日をもちまして満了となりますことから、その後任といたしまして八木和春さんを選任することについて、それぞれ議会のご同意をいただきたいものでありまして、以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第120号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

次に、議案第121号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

次に、議案第122号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時45分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議案第119号、教育委員会委員の任命について採決未了でありましたので、採決を再度やりたいと思います。

これより議案第119号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

日程第12．議案第123号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、議案第123号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第123号は、平成19年度の一般会計補正予算（第8号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,073万円を追加し、総額を276億8,993万円といたしております。

歳出では、消防団総務諸費、並びに単独漁港施設、現年単独土木施設、及び現年単独観光施設の各災害復旧事業を追加し、今年2月24日に発生した高波災害に対応したいものであります。

歳入では、市税を追加いたしております。

なお、繰越明許費の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

議案第123号の一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本日配付しました資料、2月24日発生高波災害に係る補正予算をごらん願いたいと思います。

歳出の補正の概要は、9款、1項1目、消防団費では、高波当日と横町、それから上路地内で発生した火災等に出動した消防団員の費用弁償の追加102万6,000円であります。

11款、1項3目の漁港施設災害復旧費では、4漁港でのしゅんせつや土砂排土に要する経費でして、既決予算100万円では不足となる50万円の追加であります。

2項1目の公共土木施設災害復旧費では、ごらんの箇所での修繕、補修、土砂排除等に要する経費で、既決予算13万3,000円では不足となる590万円の追加であります。

4項1目、観光施設災害復旧費では、親不知ピアパークと、その前面の海岸線での補修と土砂排除に要する経費で330万円であります。

以上、歳出については、合計1,072万6,000円の追加で、財源的には、すべて一般財源で

あります。

歳入につきましては、現段階で予算より増額が見込まれます法人市民税を充当しております。

なお、一部工事につきまして年度末までに完了とならないため、予算書4ページのとおり第2表の繰越明許をしたいというものであります。

失礼しました。消防団費の方ですけども、9款1項「1目」と言いましたけども、9款1項「2目」の間違いであります。訂正を願いたいと思います。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは、最終日に提出されたこの追加議案ということで、当然、委員会審査は省略されます。この機会に少しお聞きしたいというふうに思っております。

これ合計が1,072万円ということでありますよね。これはいずれも市単費の単独事業になってますよね。わからんのは、災害総額は全部で幾らでした。それから国・県の災害対策費というのは、見込めないものなんでしょうかね。要するに私がお聞きしたいのは、災害の規模に対して今回の追加予算案の額が少なく、これで大丈夫ですかというところが一番お聞きしたいところでありますが、説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

被害額の方を、今現在積算をしております。特に県のもの、それから国のものということで、それぞれ分かれていますので、現在今まだ精査中でありまして。今回補正したのは早急に対応したいというもののみ、一応補正をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

災害に対する総額は、いまだ明確になっておらず、国・県に申請する補助対象も明確になってないので、当面、緊急に必要なものだけを今回は上げた、ということですね。大まかな予想でもいいですけど、大体はどれぐらいなんですか。ここに上げる緊急性というのは、本当にこれだけで済みますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今現在、漁港、それから港湾、海岸、今その種目ごとに、それぞれ積み上げ作業をしてるという段階であります。

ただ、今現在では国・県のものも含めまして、被害額としては6億円ぐらいになるんじゃないかという計算をしてますけども、実際これから災害査定等もしなきゃなりませんので、その辺の数字的なものは、今はまだ大まかなものであるということでもあります。

今災害の被害額につきましては、それぞれ積算をしているんですけども、やはり災害査定等はこれからですので、その辺につきましては、数字的なものははっきり申せませんが、そういう計算はしております。ただ、今回の補正につきましては、19年度の補正ということで、年度内にできるだけ早急に対応したいというもののみの予算でありますので、その点ご理解願いたいと思います。

21番（古畑浩一君）

ちょっと休憩していただいていいですか。

議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

+

午後1時54分 休憩

+

午後1時55分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

わかりました。

基本的には、この追加予算に対する質問も3回までということでもあります。

本来はもう少し細かくお聞きしたいところもあるわけではありますが、やっぱりここで確認させていただいたのは、例えば渡辺部長も今回、予算審査を途中で欠席されて、この災害対策に対するいろいろ現地説明等をされてきた。総額や災害被害箇所等、これはやっぱり災害対策を国・県の方から補助いただくとすれば、やっぱりより鋭敏な活動をしていかないと、予算確保はなかなか難しいという部分で、全体の掌握と国・県に対する働きかけを今後どのようにやるのか。質問だから、もう1回答えてもらえるんだね、その辺についてもう1点。

それから、あと吉岡消防長につきましては、これは所管の常任委員会の中でもお答えしていただ

いとるわけでもありますが、今回は人的被害ということが、消防団の中で危険な事故が1件起こっております。これも人的な要素が非常に強い事故ということで、消防団等の二次災害の予防徹底については常任委員会にも強くお願いし、消防長からも答弁いただいたところではありますが、今回のこの費用弁償の中には、そうした事故に遭った方々に対する見舞金等も全部含まれておるのか、その辺もお聞きしたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺建設産業部長。〔建設産業部長 渡辺和夫君登壇〕

建設産業部長（渡辺和夫君）

それでは、私から前段の部分についてお答えをさせていただきます。

今回補正をお願いしているものにつきましては、要するに各施設は国なり、県なり、市なり、それぞれ施設の所管があって、その被災については、その復旧についてはこれからの作業ということになります。今回補正させてもらったものについては、市内全域にかかわる説明資料にもありますように非常に小規模なもの、あるいはごみの清掃に絡むものとか、あるいは土砂のさらいだとかいうようなことでありまして、要するに災害復旧の施設事業に絡まないものを、市民のために素早く対応をとりたいということで、今回このような形で補正をさせていただくということで、施設復旧等につきましては、通常の災害査定の手順を踏んで、施設の復旧にこれからかかっていくということになります。そのように分けてご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

2点目のご質問に対してお答え申し上げます。

このたびの2月24日の高波災害におきまして、消防団員が活躍中に被災事故を起こしまして、おかげさまで経過も順調で非常に喜んでおるところでございます。今ほど議員が申し上げられましたように、今回の事故を検証する中で、二次災害等を二度と起こさないように心を引き締め検証しているところでございます。

ご質問の点でございますが、まず、今回の見舞金等につきましては、今回の補正予算の中には、これは含まれておりません。しかし、この公務災害補償につきましては、既決当初予算の中でお認めいただいております公務災害補償協会等の負担金は、市として納めているものでございますから、そちらの方から公務災害補償が下りてくる段階でございますから、今算定中でございますから詳細な額はつかんでおりません。

以上でございます。

21番（古畑浩一君）

終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第123号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第13．閉会中の継続審査及び調査について

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第13、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第14．議員派遣について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

上越3市議会議員合同研修会、系魚川・大町2市議会議員連絡協議会、系魚川市・小谷村議会議

員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第159条の規定により29人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、29人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第1回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月25日から本日までの長期間にわたりまして、平成20年度予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項4点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、旧サティその後の状況についてのご報告を申し上げます。

市内横町の旧糸魚川サティの土地建物について、所有者の北海道ショッピングセンタービル株式会社が昨年12月に入札を実施していましたが、落札者は、上越市の株式会社イチコとの報告を受けております。

株式会社イチコでは、現建物について今月4日から5月末までに解体工事を行う予定といたしておりますが、今後の計画につきましては、決まり次第地元へ説明するということですので、市といたしましても情報をいただきながら状況を見守ってまいります。

次に、電気化学工業株式会社による大規模開発行為についてご報告申し上げます。

電気化学工業株式会社が石灰石を採掘している青海鉱山において、採掘区域を拡大するための大規模開発の計画について事前の相談を受けております。

現在は、主に青海鉱山西山切羽で採掘をいたしておりますが、新たに東山切羽の南側に約50ヘクタールの採掘区域を拡大したい計画とのことであります。

市といたしましては、県の関係機関と協議をしながら法令関係及び自然環境保全等に配慮をした計画となるよう指導を行い、地域産業を支える事業の継続ができるよう手続を進めてまいります。

3点目として、北陸新幹線工事についてご報告申し上げます。

1つは、市道蓮台寺線からJR大糸線手前までの糸魚川駅高架橋工事を、熊谷・名工・田辺特定建設工事共同企業体が2月19日に受注いたしております。

工事概要は、工事延長1,359メートル、高架橋14レーン、橋脚7基塔で、工期は平成

23年7月までの42カ月間であります。

2つ目は、横町3丁目から寺島3丁目までの横町寺島高架橋工事でありまして、前田・東洋・後藤特定建設工事共同企業体が3月5日に受注いたしております。

工事概要は、工事延長1,399メートル、高架橋5レーン、橋脚54基塔で、工期は平成23年3月までの36カ月間であります。

今回の工事発注によりまして、市内のほぼ全域の工事が発注されたこととなりますが、今後とも新幹線工事が円滑に行われるよう努めてまいります。

4点目といたしまして、糸魚川市民憲章と市のシンボルの制定についてご報告申し上げます。

昨年1月に設置した市民憲章等策定委員会では、起草部会及び選定部会で市民アンケートやパブリックコメントの実施、各種団体との懇談会を開催する中で最終案を取りまとめ、昨年12月に答申をいただいたところであります。

この答申を受け、新市の一体感の醸成と市民の心のよりどころとなる市民憲章及び市のシンボルとして、市の木、市の花、市の鳥、市の石を決定し、合併3周年に当たる本日3月19日に制定するものであります。

ここでお手元にご配付いたしました糸魚川市民憲章と、市の木、市の花、市の鳥、市の石を読み上げます。

市民憲章。

わたしたちの糸魚川市は、広大な日本海と姫川の東西にそびえる北アルプスや頸城の山並みに抱かれ、地域性豊かな自然遺産に恵まれた「翠（みどり）」あふれるまちです。

わたしたちは、先人が築き上げてきた尊い歴史と文化を受け継ぎ、輝くあすに向かってさらに躍進し、みんなに愛される住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは糸魚川市民です。

- － 自然の恵みに感謝し 美しい環境をつくれます。
- － 笑顔あふれる あたたかい家庭を築きます。
- － 健康で 生き生きと仕事や学習にはげみます。
- － お互いの絆を大切にし 思いやりの輪を広げます。
- － あすにゆめをもち 明るい未来を築きます。

市の木 プナ、市の花 ササユリ、市の鳥 カワセミ、市の石 ヒスイ。

平成20年3月19日 糸魚川市。

また、市民憲章等の制定にあわせて、はつらつ健康都市宣言及び生き生きスポーツ都市宣言も行います。宣言文につきましては、お手元にご配付のとおりであります。

あす20日には、合併3周年を記念して市民憲章等制定式典及び本市出身の作家、利根川裕さんの記念講演会を開催いたします。議員の皆様からもぜひご出席をお願いいたします。

以上、当面いたしております主要事項4点について、ご報告を申し上げます。

なお、平成20年度から3年間の行政改革実施計画を定めました。本日お手元に配付いたしましたので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

迎える20年度は、私の市長任期の総括の年でありますことから、本市が抱える課題に向かって本定例会の初日に申し述べました市政運営の方針に基づき、誠心誠意全力を尽くして取り組んでま

いる所存であります。

議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成20年6月市議会定例会の招集日を、6月2日（月曜日）とさせていただきたい
予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（五十嵐健一郎君）

これをもちまして、平成20年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後2時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

+

議 員

議 員

+

+

+

+